

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令案について（概要）

厚生労働省年金局国際年金課

1. 改正の趣旨

我が国では、国際間の人的移動に伴い、日本から外国に派遣される者及び外国から日本に派遣される者について、保険料の二重負担の課題及び年金受給資格の確保の課題の解消を図るため、適用法令の調整及び年金受給資格期間の通算を行うことを目的とした社会保障協定の締結を進めている。

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成 19 年政令第 347 号。以下「協定実施特例政令」という。）は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 104 号。以下「法」という。）において一般的・包括的に定められている各国との社会保障協定の実施に必要な公的年金各法等の特例等のうち、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）等の特例等に関し必要な具体的事項を定めている。

今般、社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定（以下「オーストリア協定」という。）の発効に向けて、オーストリア協定を国内的に実施するため、日本及びオーストリア共和国の双方において就労する者等に係る厚生年金保険法等の特例に関し必要な事項を定める必要があることから、協定実施特例政令の一部の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）総則関係

定義規定にオーストリア協定及びオーストリア実施機関を追加するとともに、特定相手国坑内員期間にオーストリア協定を追加する（協定実施特例政令第 2 条）。

（2）医療保険関係

以下の者について、国民健康保険及び後期高齢者医療の適用対象とする（協定実施特例政令第 9 条及び第 10 条の 2）。

- ・日本国領域内で就労するオーストリア共和国の法令の適用を受ける被用者に同行する配偶者又は子
- ・日本国領域内で就労するオーストリア共和国の法令の適用を受ける自営業者及び公務員等に同行する配偶者及び子であってオーストリア共和国の疾病保険制度に加入していない者

(3) 国民年金関係

法第 10 条第 2 項において、老齢基礎年金の振替加算等の支給要件等の特例として、厚生年金保険の被保険者等期間のみでは 240 月の要件を満たさない場合には、当該被保険者等期間に相手国期間を通算することとされているところ、オーストリア協定に係る相手国期間を考慮する場合には、昭和 17 年 6 月以後の相手国期間を通算することを規定する（協定実施特例政令第 22 条）。

法第 13 条第 1 項第 3 号において、法の規定を適用することにより支給する老齢基礎年金の振替加算等のうち障害給付の受給権者の配偶者に支給するものの額については、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号。以下「昭和 60 年国民年金等改正法」という。）附則第 14 条第 1 項に規定する額に按分率を乗じて得た額とすることとされているところ、オーストリア協定に係る当該按分率については、

$$\frac{A}{A + B}$$

A：障害給付の受給権者が有する障害認定日の属する月までの厚生年金
保険制度の被保険者等期間
B：昭和 17 年 6 月から障害認定日の属する月までの相手国期間

とすることを規定する（協定実施特例政令第 34 条及び第 35 条）。

あわせて、協定実施特例政令第 38 条、第 40 条、第 105 条及び第 108 条についても、同趣旨の改正を行う。

(4) 厚生年金保険関係

法第 25 条第 1 項において、厚生年金保険の適用事業所で使用され、かつ、政令で定める社会保障協定に係る相手国で就労している者（社会保障協定により相手国法令の規定の適用を受ける者に限る。）について、厚生年金保険に特例的に任意加入できることとされているところ、対象となる社会保障協定として、オーストリア協定を追加する（協定実施特例政令第 50 条）。

法第 29 条第 1 項において規定する障害手当金の支給要件を満たさない場合に考慮する相手国期間について、オーストリア協定に係る相手国期間を追加する（協定実施特例政令第 61 条）。

法第 32 条第 2 項第 2 号において、法の規定を適用することにより支給する障害厚生年金等の額については、厚生年金保険法第 50 条等に規定する額に按分率を乗じて得た額とすることとされているところ、オーストリア協定に係る当該按分率については、

$$\frac{C}{C + D} \left(\begin{array}{l} C : \text{障害給付の受給権者が有する障害認定日の属する月までの厚生年金} \\ \text{保険制度の被保険者等期間} \\ D : \text{昭和 17 年 6 月から障害認定日の属する月までの相手国期間} \end{array} \right)$$

とすることを規定する（協定実施特例政令第 72 条並びに第 73 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項）。

あわせて、第 77 条第 1 項及び第 3 項、第 84 条第 3 項、第 119 条第 1 項及び第 3 項、第 123 条第 1 項及び第 3 項並びに第 127 条第 3 項についても、同趣旨の改正を行う。

（ 5 ） 雑則関係

法第 58 条第 1 項において、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）及び厚生年金保険法の規定による審査請求又は再審査請求について、政令で定める相手国法令の規定により同種の請求を受理することとされている相手国実施機関等を経由して行うことができることとされているところ、対象となる相手国法令として、オーストリア共和国の法令を追加する（協定実施特例政令第 90 条）。

法第 60 条第 2 項において、日本国実施機関等は、政令で定める社会保障協定に係る相手国法令の規定の実施のために必要と認められる場合であって、保有情報の本人若しくはその遺族の利益になるとき、又は本人若しくはその遺族の同意が得られるときに限り、公的年金各法等の被保険者等に関する情報を相手国に提供することができることとされているところ、対象となる社会保障協定として、オーストリア協定を追加する（協定実施特例政令第 91 条）。

法第 60 条第 3 項において、同条第 1 項又は第 2 項の規定により日本側保有機関が相手国保有機関に提供した保有情報の本人又はその遺族は、日本側保有機関の長に対し、当該保有情報の内容又は相手国側保有機関への提供の目的について、書面によりその開示を請求することができることとされているところ、対象となる社会保障協定として、オーストリア協定を追加する（協定実施特例政令第 92 条）。

法第 61 条において、市町村長は、政令で定める社会保障協定に係る相手国年金の受給権者に対して、条例の定めるところにより無料で戸籍事項の証明を行うこ

とができることとされているところ、対象となる社会保障協定として、オーストリア協定を追加する（協定実施特例政令第 93 条）。

国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）の規定により市町村長が行うこととされている事務のうち、政令で定める社会保障協定の規定により政令で定める相手国実施機関等を経由して提出された申請に係るものに関しては、厚生労働大臣が行うこととされているところ、対象となる社会保障協定及び相手国実施機関等として、オーストリア協定に係るものを追加する（協定実施特例政令第 96 条）。

3．根拠条項

- 法第 10 条第 2 項の規定により読み替えられた昭和 60 年国民年金等改正法附則第 14 条第 1 項第 1 号
- 法第 5 条第 1 項第 4 号、第 6 条第 1 項第 3 号、第 13 条第 2 項第 3 号口、第 15 条第 2 項第 2 号（同条第 3 項（法第 19 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び法第 19 条第 2 項において準用する場合を含む。）第 16 条第 2 項第 2 号（同条第 3 項（法第 20 条第 3 項、第 33 条第 5 項及び第 40 条第 8 項第 4 号において準用する場合を含む。）並びに法第 20 条第 3 項、第 33 条第 5 項並びに第 40 条第 8 項第 4 号及び第 5 号において準用する場合を含む。）第 25 条第 1 項、第 29 条第 1 項、第 32 条第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号（これらの規定を同条第 7 項並びに法第 38 条第 2 項及び第 39 条第 2 項において準用する場合を含む。）第 33 条第 2 項第 2 号（法第 40 条第 8 項第 1 号において準用する場合を含む。）及び第 4 項第 2 号（法第 40 条第 8 項第 2 号において準用する場合を含む。）第 58 条第 1 項、第 60 条第 2 項及び第 3 項、第 61 条並びに第 66 条

4．施行期日等

公布日　：令和 6 年 12 月（予定）

施行期日：オーストリア協定の効力発生の日